

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

建設産業課

このことについては、別紙のとおり国土交通省から通知されているところですが、広島県でも、国土交通省と同様の取り扱いとします。

令和3年3月21日をもって全国の緊急事態措置が終了することとなりましたが、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」に基づく施工等に伴うアルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒，現場でのマスク着用，手洗い，換気，「居場所の切り替わり」への注意など，感染予防の対応を行うとともに，施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策などの適切な措置・対応を引き続きよろしくお願いします。